

議 事 日 程 （ 第 3 日 ）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度北方町一般会計補正予算（第4号））（町長提出）
- 第3 議案第38号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第39号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第40号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第41号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第7 議案第42号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第8 議案第43号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第44号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第45号 北方町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第46号 北方町広域働く婦人の家及び宮東ふれあいセンターの設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第12 議案第47号 北方町広域勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第13 議案第48号 北方町都市公園条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第14 議案第49号 北方町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第15 議案第50号 平成29年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（町長提出）
- 第16 議案第51号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第17 議案第52号 平成29年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第18 議案第53号 平成29年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについて

(町長提出)

第19 議案第54号 平成29年度北方町上水道事業会計補正予算(第1号)を定めるについて

(町長提出)

第20 協議第5号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について

(町長提出)

第21 陳情第1号 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情について

(厚生都市常任委員長報告)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第21まで

出席議員 (9名)

1番	村 木 俊 文	2番	松 野 由 文
3番	三 浦 元 嗣	4番	杉 本 真由美
5番	安 藤 哲 雄	6番	安 藤 巖
7番	鈴 木 浩 之	8番	安 藤 浩 孝
10番	井 野 勝 巳		

欠席議員 (なし)

欠 員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸 部 哲 哉	副 町 長	中 村 正
教 育 長	名 取 康 夫	総 務 課 長	奥 村 英 人
防災安全課長	臼 井 誠	税 務 課 長	木野村 英 俊
教 育 次 長	有 里 弘 幸	教 育 課 長	河 合 美佐子
住民保険課長	安 藤 ひとみ	福祉健康課長	林 賢 二
健康づくり担当課長	大 塚 誠 代	都 市 環 境 課 技 術 調 整 監 兼 上 下 水 道 課 長	牛 丸 健
都市環境課長	山 田 潤	会 計 室 長	堀 口 幸 裕

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	福 田 宇多子	議 会 書 記	矢 川 彰 紀
議 会 書 記	後 藤 祐 斗		

○議長（安藤浩孝君） 皆さん、どうもおはようございます。

年の瀬を迎えておりまして、きょう12月15日は年賀状の受付の開始ということになりますが、ちょっと私ごとであれですが、10日ほど前に、年賀の欠礼の便りをちょっといただいたわけでございまして、それで差出人が余りちょっとお名前が違っていたもんでわからなかったのですが、御本人の妹さんから連絡があったということでございまして、いろいろお話を聞いていましたら、ことしの桜が咲くころに北方の自宅でひとりで亡くなっておったというようなことで、死後5日ほどたっておったということでございまして、妹さんが遠方におられたということで、ちょっと心配で電話が通じなくて、それで北方へ駆けつけて発見したというようなそんな話を電話でちょっと本当に痛ましい話をちょっと聞いたわけですが、私もその亡くなった男の方でございまして、何もできなかったというか、力になれなかったことに大変自責の念に駆られたわけでございまして、きのうの一般質問においても、幅を広げた見守りというものをぜひ実施したいというような御答弁もありましたが、改めて地域力というんですか、マンパワー、それからきずな、つながり、それから目配り、そういったものがいかに大事であるかということを再び再認識したということでございます。

それでは、始めさせていただきますと思います。

ただいまから、平成29年第7回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安藤浩孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、4番 杉本真由美君及び5番 安藤哲雄君を指名します。

日程第2 承認第3号

○議長（安藤浩孝君） 日程第2、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度北方町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから承認第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は原案のとおり承認するこ

とに決定しました。

日程第3 議案第38号

○議長（安藤浩孝君） 日程第3、議案第38号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第38号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第39号

○議長（安藤浩孝君） 日程第4、議案第39号 北方町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第39号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第40号

○議長（安藤浩孝君） 日程第5、議案第40号 北方町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第40号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第41号

○議長（安藤浩孝君） 日程第6、議案第41号 北方町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第41号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第42号

○議長（安藤浩孝君） 日程第7、議案第42号 北方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第42号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第43号

○議長（安藤浩孝君） 日程第8、議案第43号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第44号

○議長（安藤浩孝君） 日程第9、議案第44号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。よろしいですか。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第44号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第45号

○議長（安藤浩孝君） 日程第10、議案第45号 北方町総合体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 体育館の使用料ですけれども、この裏面の2. 町外者が使用する場合は使用料の額は別表の示す額の2倍とするということになっておりますけれども、町外者で今全国的な柔剣道、空手等もあそこで行われますけれども、このときにおいてもこの規約によって、この条例によって2倍の徴収をするのかどうかですね。

冬場によく大会をやりますけれども、見ていると、子供たちの非常に床の冷たいところをはだしで空手の子なんかはやっておる姿を見てきたわけですが、このあたり少しそういった富山からも来るといような大会も剣道の場合もありましたけれども、そういう特異なものについてはもう少しこのあたりの配慮はできないかなということだけ、ちょっとお伺いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 私どもの総合体育館においては、例えば町が主催するものとかそして共催するものに関しては、一応、この町外とか例えば町外のほうから来ていただいて私どものほうのクラブの関係とか、そういうものをやるという場合については、一応この2倍の規定のことはしていないということになっておりますが、例えば町外、総合体育館ですと、例えば瑞穂市とか本巣市のソフトバレー大会をあそこでやるということがたまにあるんです。そういう場合に関

しましては、やっぱり町外の方が主に使われるということで、この規定を当てはめているというのが現状です。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 先ほどお聞きをした大きな大会ですね、北方町も含めた中の東海4県とかという大会をするときにも、それは2倍ということですからね。町が関係していないということになると。

○議長（安藤浩孝君） 有里教育次長。

○教育次長（有里弘幸君） 原則として、やはり町が主催とか共催をしていない大会については、そういう形になるということです。

○議長（安藤浩孝君） あと質疑はよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これから討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を省略します。

これから議案第45号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第46号

○議長（安藤浩孝君） 日程第11、議案第46号 北方町広域働く婦人の家及び宮東ふれあいセンターの設置並びに管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 使用者の範囲、北方町、本巣市並びに岐阜市の西郷校下、七里校下、合渡校下に在住または勤務する働く婦人及び勤労者家庭の主婦、これは隣の瑞穂市は入らないわけですね。

○議長（安藤浩孝君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） この建物ですけど、建築する際に、働く婦人の家ということで補助金をいただいて建築をしていますので、そのときに、今おっしゃったような本巣市とか岐阜市の一部、この辺の同意をいただいて、その部分で補助金をいただいて建築をしておるものでありますので、それに伴ってその方たちは利用ができると、広域利用ができるということで設置をしたものですので御理解をお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） となると、これはまだ合併前でしょう、この話があったのは、建設したのは。じゃあ、本巢郡の中の形になるんじゃないの。

○議長（安藤浩孝君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 本巢郡という形じゃなしに、近隣の市町村への、私どもの中では人口規模が足りないということで、この補助金が該当しないということで、それで近隣の市町の方々の同意をいただいてそのエリアでつくったというものであります。

ですから、ちょっと外れたというか、北のほうから外れた今の瑞穂市のほう、穂積町のほうは該当していませんけど、北のほうに芝原のほうにつくってありますので、芝原のエリアから何キロ以内ということで、今の本巢市でも高砂とか仏生寺とか芝原に近い部分の方々と岐阜市でも芝原に近い西郷とかそういう方々のエリアでやっていますので。

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を省略します。

これから議案第46号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第47号

○議長（安藤浩孝君） 日程第12、議案第47号 北方町広域勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 今、総務課長の話だと、この勤労青少年については瑞穂市に在住、勤務する勤労青少年が入っておるんやね。婦人の家はあかなんで、勤労青少年はいいということか。

これは、そこを削ったわな、今度。そのところの理由は。

○議長（安藤浩孝君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 前の条例のほうで、この働く婦人の家のほうは、法律がそのままそのときのものが、今度は男女共同参画のほうに移って、法律がそのまま残っておるわけですが、勤労青少年ホームのほうについては、その法が改正されたので、今回瑞穂市、当然瑞穂市のエリアも入れて当初はつくったわけなんですけど、その法律が改正されたことによって、今回北方町在住ということで書かせていただいております。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 男女共同参画を言うのなら、地域別にするというのはおかしい話やな、これは。

文句だけ言っておくわ。答弁は要らん。

○議長（安藤浩孝君） 鈴木議員。

○7番（鈴木浩之君） ちょっと今、よくわからなかったので確認したいんですけど、関連して、結局、現行は瑞穂市が入っていて、それを削って、今度は北方町に在住または在勤する者になるわけですね。

その中で、8条の2項にも、ただし町長が特に認めるときはこの限りではないという、この部分が今後、来年度、この根本的な受益者負担の考え方に基つくと、例えば自治会等で会合で使うときの場合も、これはもう町長が認めるからオーケーだよということになるわけですね。そういうことでよろしいか。

○議長（安藤浩孝君） 奥村総務課長。

○総務課長（奥村英人君） 町内の自治会ということでございましょうか。

町内の自治会の方は、在住、在勤のほうで使えますので、はい。

○議長（安藤浩孝君） 井野議員。

○10番（井野勝巳君） 男女共同参画の建前からいうと、この条例に僕は反対しますわ。

賛成討論、誰か言ってください。

○議長（安藤浩孝君） あと、質疑はよろしいですか。質疑はよろしいですね。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これから討論を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 今、この男女共同参画からいくと、この条例で今、瑞穂市を削るということについては、この案は反対をいたします。

○議長（安藤浩孝君） あと、討論よろしゅうございますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立7名〕

○議長（安藤浩孝君） 起立多数です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第48号

○議長（安藤浩孝君） 日程第13、議案第48号 北方町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第48号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第49号

○議長（安藤浩孝君） 日程第14、議案第49号 北方町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第49号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第50号

○議長（安藤浩孝君） 日程第15、議案第50号 平成29年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第50号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第51号

○議長（安藤浩孝君） 日程第16、議案第51号 平成29年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第51号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第52号

○議長（安藤浩孝君） 日程第17、議案第52号 平成29年度北方町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第52号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第53号

○議長（安藤浩孝君） 日程第18、議案第53号 平成29年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野議員。

○10番（井野勝巳君） 歳出の処理場管理費の783万円、これ何だったかな、悪い。

○議長（安藤浩孝君） 牛丸技術調整監。

○都市環境課技術調整監兼上下水道課長（牛丸 健君） こちらの修繕料でございますけれども、汚泥の脱水機の機器の一部であるシーケンスという機器がございますけれども、こちらの修繕費と、あと汚水ポンプの修繕費となります。

○議長（安藤浩孝君） よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を省略します。

これから議案第53号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第54号

○議長（安藤浩孝君） 日程第19、議案第54号 平成29年度北方町上水道事業会計補正予算（第1号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから議案第54号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第20 協議第5号

○議長（安藤浩孝君） 日程第20、協議第5号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 質疑、討論を省略します。

これから協議第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安藤浩孝君） 異議なしと認めます。したがって、協議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第21 陳情第1号

○議長（安藤浩孝君） 日程第21、陳情第1号 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情についてを議題とします。

付託しました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

松野由文君。

○厚生都市常任委員長（松野由文君） それでは、陳情審査報告書を読み上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第89条第1項の規定により報告します。

1. 付託年月日、平成29年12月11日。

2. 件名、福祉保育職場の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情。

3. 審査の結果、平成29年12月11日に委員会を開会し、審査の結果、不採択すべきものと決定した。

以上、報告いたします。

○議長（安藤浩孝君） 以上で、厚生都市常任委員長の報告を終わります。

陳情第1号 福祉保育職場の職員の大幅な増員と賃金の改善の実現にむけて国に対して意見書提出を求める陳情についての委員長報告に対し、質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） これから討論を行います。

三浦議員。

○3番（三浦元嗣君） この件につきまして、先ほど委員会ではそのように決せられたと思いますが、私の意見を述べさせていただきたいと思います。

介護・福祉・保育等の社会福祉の分野では、低賃金で長時間過密労働が日常化し、働く人たちの健康が脅かされています。介護・福祉はやりがいのある仕事と、こういうような思いでこの仕事を選んだ人たちも厳しい労働環境の中で思い悩んでおられます。介護・福祉の職場では、半分以上の方々が仕事をやめたいと思ったことがある、このように答えられているとのこと。

医労連が先般行ったアンケート、介護・福祉労働者の労働実態調査では、41都道府県6,818人の方から寄せられた回答を集計した結果、こうした中で明らかになったことは、正規職員の所定内賃金は42.9%が20万円未満となっています。介護福祉士は平均19万4,600円、ヘルパーは平均17万5,200円でした。時間外労働をした人のうち、3分の2はサービス残業をしていたと、このように回答しているとのこと。

人手不足や忙しさから現場では転倒や転落などの事故が起きています。こうした事故は利用者のみならず、介護労働者も深刻なけがを負う事態につながります。人材を確保しようとしても、低い賃金と厳しい労働環境によりなかなか確保することができない状態です。

福祉保育職員の大幅な増員と賃金の改善を図ることが早急に必要と考え、この意見書を提出すべきであると思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（安藤浩孝君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○議長（安藤浩孝君） 討論を終わります。

これから採決をします。

陳情第1号に対する委員長の報告は不採択です。陳情第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立1名〕

○議長（安藤浩孝君） 起立少数です。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

以上で、本会議に提出されました案件は全て終了しましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

○町長（戸部哲哉君） それでは、第7回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議会の皆さんにおかれましては、提案をさせていただきました全議案に対しまして慎重に終始御熱心に御審議をいただきました。また、それぞれの案件につきましては御同意をいただき、適切な御判断をしていただきましたことに対しまして、大変厚く御礼を申し上げます。審議の過程や一般質問の中で御指摘をいただきました御意見や御提案等につきましては、今後の町政運営に配慮してまいりたいと思います。

また、皆さんに御説明をさせていただきました北方町学校構想は、未来ある子供たちの成長を支えていこうとするもので、できるだけ多くの町民や皆さんに御理解をいただくことが成否に対しまして最も重要なことであると考えております。町民全体で学校を支えていく、その意識を大切にして、子供たちの教育環境の向上につなげてまいりたいと思っております。

これから予算編成をいたしますが、事業の完遂に向けて投資的経費等を抑制するなど基金の積み増し、財源の確保に向けた運営などで当面は緊縮型の予算になろうかと思っております。議会の皆さん、町民の皆さんと心をつなげて、立ちどまることなく35年4月の開校に向けて、邁進をしていきたいと思っております。重ねて御協力をお願いいたします。

また、かねてより最重要政策として取り組んでおります南東部再開発事業におきましては、企業の誘致エリアの造成工事、道路改良等により、ようやく町民の皆さんにも形として見えるようになりました。しかしながら、広域交流拠点エリアの整備促進、農業振興エリアの6次化産業の推進につきましては、できる限り形として見えるようスピード感を持ってこれからも取り組んでまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、議会の皆さんには、町の発展と町民生活の向上に議会と執行部が一定の緊張感を持ちつつ、車の両輪としてお互いに協力し合うことが最も大事であろうかと思っております。引き続き御理解をいただき、御指導と御鞭撻のほどをよろしくお願いいたしたいと思っております。

結びになりますが、何かとお忙しい年の瀬であります。御多忙な毎日かとは思いますが、風邪など引かぬよう、くれぐれも健康に御留意され、穏やかな新年をお迎えになられますよう御祈念を申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。1年間どうもありがとうございました。

○議長（安藤浩孝君） 本定例会に付された事件は全て終了しました。

平成29年第7回北方町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時08分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年12月15日

議 長 安 藤 浩 孝

署 名 議 員 杉 本 真由美

署 名 議 員 安 藤 哲 雄